



平成18年5月2日

各 位

会 社 名 株式会社テクノシステムズ
代表者名 代表取締役 林 正幸
(コード番号・2456)
問合せ先
役職・氏名 取締役 谷口 光
電 話 046-278-3650

会社法施行に伴う監査役の任期満了に対する当社の対応について

平成18年5月1日付の会社法施行に伴い、当社の監査役は任期満了により退任となり、現在、当社は監査役の法定員数を欠いております。商法では、小会社（資本金1億円以下かつ負債総額200億円未満の株式会社）の場合、監査役は会計監査権限のみを有するとされていましたが、会社法では、会社の規模に関係無く、全ての株式会社の監査役は、原則として会計監査権限と業務監査権限を有するとされています（会社法第381条第1項）。非公開会社は、定款で監査役の権限を会計監査に限定することができますが（会社法第389条第1項）、公開会社の場合、監査役の権限を限定することができません。そのため、会社法施行とともに、小会社でかつ公開会社である当社の会計監査権限のみの監査役は任期満了により退任となりました（会社法第336条第4項第3号により、監査役は、業務範囲が変わる場合、任期満了退任となります。なお、会社法施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第53条により、非公開会社の小会社であれば、会社法施行時、定款で監査役の権限が会計監査に限定されているとみなされることとなります）。

当社は、平成18年6月開催予定の定時株主総会において新たな監査役を選任する予定ですが、それまでの間は、引き続き退任した監査役が、監査役としての権利義務を有し（会社法第346条第1項）、監査業務を遂行いたします。

以上